

園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱

令和8年3月27日 園農第 3288号

(趣旨)

第1条 知事は、燃料価格高騰の影響を受けて経営が悪化している施設園芸農家等の負担軽減を図るため、佐賀県農業再生協議会（以下「補助事業者」という。）が、施設園芸農家等（以下「支給対象者」という。）に対して行う、施設の加温及び茶や大麦若葉の乾燥に要する燃料の使用量に応じた支援金の交付に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施体制)

第2条 本事業の実施に係る体制は以下のとおりとする。

- (1) 本事業における事業実施主体は、佐賀県農業再生協議会とする。
- (2) 支援金の支給対象となる支給対象者は、支援金の交付を支援する以下の団体（以下「支援団体」という。）を経由して申請書等を提出することができる。
 - ①農業協同組合
 - ②その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 支援金の交付の対象経費及び補助金額は、次に定めるところとする。

区分	対象経費	補助金額及び補助内容
園芸農業物価高騰対応支援事業費の交付に要する経費	支給対象者ごとに別記1に定める燃料使用量に応じて、補助事業者が支援金を交付する場合における当該交付に要する経費	支給対象者当たりの支援金の金額及び交付要件等は、別記1のとおり
推進事務費	補助事業者及び支援団体が必要とする別記2に掲げる経費	定額

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付申請の手続き)

- 第4条 支給対象者は、園芸農業物価高騰対応支援金交付申請書兼交付請求書(別記様式第1-1号)を作成し、支援団体に提出するものとする。ただし、所属する支援団体が無い等、支援が受けられないと認められる支給対象者については、別記様式第1-2号により直接、佐賀県農業再生協議会長に申請する。
- 2 支援団体は、前項に基づき支給対象者から提出された申請書を取りまとめの上、別記様式第2号により、支給対象者一覧(別記様式第2号(別紙1))を添えて佐賀県農業再生協議会長に提出するものとする。
 - 3 佐賀県農業再生協議会長は、第1項及び第2項に基づき支給対象者等から提出された申請書の内容を集計、審査の上、知事に補助金の交付申請を行う。なお、規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、別記様式第3号のとおりとする。
 - 4 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
 - 5 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、第3条第1項の表の区分におけるそれぞれの経費の30パーセント以内の変更については、この限りではない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、別記様式第4号のとおりとする。

(申請の取り下げ)

- 第6条 規則第7条の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の日

から14日以内とする。

（実績報告）

第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は令和9年2月28日（第8条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、令和9年4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付）

第8条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、別記様式第6号（精算払）及び別記様式第7号（概算払）のとおりとする。
- 3 補助事業者は、第1項により補助金の交付を受けた場合は、支援団体を経由して、又は直接支給対象者に支援金を交付する。
- 4 前項により支援金の支払いを受けた支援団体は、速やかに支給対象者へ交付を行い、交付の完了した日から1か月以内に別記様式第8号により交付実績を補助事業者へ提出する。

（交付申請に関する誓約）

第9条 補助事業者は、支給対象者に対し当該事業の交付申請に当たって、次の事項を誓約させるものとする。

- （1）本事業に関する報告や立入調査を県から求められた場合には応じること。
- （2）申請書等の交付関係の書類やその他関係書類を申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、県からの求めがあった場合には、提出すること。
- （3）申請書、その他の提出書類において虚偽の内容を申請したことが判明した場合には、支援金を返還すること、又は支給されないことに異存がないこと。

（補助金の返還）

第10条 補助事業者は、支援金の交付を受けた支給対象者が、誓約事項を遵守しないことが確認された場合には、原則として、支給された支援金の全部又は一部について返還を求めるものとする。

- 2 知事は、購入量の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助事業者から補助金の全部または一部の返還を求めるものとする。

（返還の手続き）

第11条 補助事業者は、支給対象者が支援金を返還する必要がある場合には、知事に速やかに報告するとともに、知事の指示の下、当該支給対象者に速やかに通知し、支援金の返還を求めるものとする。

- 2 前項により返還があった場合は、補助事業者は当該返還額を県に返還するものとする。
- 3 補助事業者は、第1項により返還を求める場合には、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 補助事業者は、前項により返還を求められた金額を支払わない支給対象者がいるときは、期間を

指定してこれを督促するものとする。

- 5 知事は、補助事業者が補助金を返還する必要がある場合には、当該補助事業者にも速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。
- 6 知事は、前項により返還を求める場合には、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 7 知事は、前項により返還を求められた金額を支払わない支給対象者がいるときは、期間を指定してこれを督促するものとする。
- 8 知事は、必要に応じて支給対象者に対し直接支援金の返還を求めることができるものとする。

（個人情報の取扱い）

第 12 条 本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

附 則 この要綱は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

別記1 園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金額及び補助内容【要綱第3条関係】

第1 支給対象者

令和7年度及び令和8年度において野菜、果樹、花きいずれか又は複数の施設園芸若しくは令和7年度において茶業又は大麦若葉の栽培・加工を営む農家及び法人（農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項に規定する事業を行う法人）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する法人））であって、園芸農業物価高騰対応支援金交付申請書兼交付請求書の提出時点で野菜、果樹、花きいずれか又は複数の施設園芸若しくは茶業又は大麦若葉の栽培・加工による経営を継続していること。

なお、茶にあっては、令和7年度に自ら茶加工を行う農家、又は農家の委託を受けて茶加工を行う農業協同組合等であること。

また、大麦若葉にあっては、令和7年度に自ら大麦若葉の栽培及び加工を行う農家、又は大麦若葉の栽培を行う農家の委託を受けて加工を行う農業協同組合等であること。

第2 支援対象燃料

支援対象となる燃料は、施設の加温又は茶や大麦若葉の乾燥に用いるA重油、灯油及びLPガスとする。

第3 燃料使用量

燃料使用量は以下により決定するものとする。

- 1 施設の加温に用いる燃料については、令和7年10月から令和8年6月までの燃料購入量の合計を燃料使用量とする。
- 2 茶の乾燥に用いる燃料については、令和7年4月から令和7年10月までの燃料購入量の合計を燃料使用量とする。
- 3 大麦若葉の乾燥に用いる燃料については、令和7年12月から令和8年3月までの燃料購入量の合計を燃料使用量とする。
- 4 燃料使用量の算出に当たり、LPガスが m^3 で納品されている場合、供給元の換算係数に基づきkgで換算する。

$1 \text{ m}^3 \text{ N} = 2.06 \text{ kg}$ 、 $1 \text{ m}^3 \text{ N} = 2.07 \text{ kg}$ など

第4 支援単価

支援単価は、A重油1L当たり6.25円、灯油1Lあたり6.60円、LPガス1kgあたり8.25円とする。

第5 支援金の算出方法

支援金の算出方法は、支援対象となる燃料の種類ごとに燃料使用量に支援単価を乗じ、その合計した値を支援金額とする。ただし、千円未満は切捨てる。

$\text{A重油の使用量} \times 6.25 + \text{灯油の使用量} \times 6.60 + \text{LPガス} \times 8.25 = \text{支援金額（千円未満切捨て）}$

第6 証拠書類の保管

- (1) 支給対象者は、支援対象数量の根拠となる書類（燃料の納品書や領収書の写し等の、購入者・購入日・購入数量が確認できる資料）を収集し、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、補助事業者又は県から求めがあった場合には、提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、県から求めがあった場合には、提出しなければならない。
 - ① 事業実施に係る書類
 - ア 支給対象者から提出された書類の写し
 - イ 支援金の支給対象者への配分実績等、事業に関する書類
 - ② 推進事務に係る書類
 - ア 事務処理に必要な消耗品の購入費等事業の実施に要した経費の領収書等の写し
 - イ 契約書、業務日誌等人件費算定の根拠となる書類の写し
 - ウ 2者以上見積書等の写し

別記2 推進事務費対象経費

費目	細目	内容	注意点
賃金等		・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、補助事業者が定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。
事業費	会場借料	・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器及び事務所等の借上経費 ・現地確認のための自動車の借上経費	・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。
	印刷製本費	・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	消耗品費	・本事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。
	燃料費	・本事業を実施するために直接必要な自動車の燃料代	
旅費		・本事業を実施するために直接必要な旅費	
雑役務費	手数料	・本事業を実施するために直接必要な支援金等の振込手数料	

（注） 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

佐賀県農業再生協議会会長 様

園芸農業物価高騰対応支援金交付申請書兼交付請求書

園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱第4条第1項に基づき、関係書類を添えて、園芸農業物価高騰対応支援金を下記により申請します。

1 交付要件に該当することに確認、及び、軽微な修正に関する同意(全ての□にチェックが必要です)

- ☐ 佐賀県内に居住し、申請日において燃料を使用する加温施設で農業を営んでいる、茶工場で茶又は大麦若葉の加工を行っている、茶又は大麦若葉を生産している、いずれかに該当する。
- ☐ 燃料高騰に備えて、セーフティネットへの加入や省エネ技術の導入等に取り組んでいる、又は今後取り組む。
- ☐ 軽微な修正事項については、申請者への電話等により確認した上で、佐賀県農業再生協議会が修正を行うことに同意する。

2 申請者情報

フリガナ	
氏名 (法人の場合は法人名及び代表者氏名)	
郵便番号	〒
フリガナ	
住所 (法人の場合は事業所所在地)	
連絡先電話番号(日中連絡が取れるもの) ※固定電話の場合は、市外局番から記入してください	

3 経営状況(施設園芸及び茶、大麦若葉)

栽培品目名 (対象となる全ての品目)			
対象品目の栽培面積(アール)※施設園芸のみ			
対象期間の生産量(トン)※茶・大麦若葉のみ			

※欄が不足する場合は別葉で整理すること。

4 燃料使用量(園芸施設の加温及び茶や大麦若葉の乾燥に使用したもののみ)

園芸施設の加温は令和7年10月～令和8年6月、茶の加工は令和7年4月～令和7年10月、大麦若葉の加工は令和7年12月～令和8年3月に購入されたもの

A重油使用量(A)	リットル
灯油使用量(B)	リットル
LPガス使用量(C)	kg
物価高騰対応支援金申請額 (A)×6.25+(B)×6.60+(C)×8.25で算出 (千円未満は切り捨て)	円

※LPガスがm³で納品されている場合、供給元の換算係数に基づきLPガス使用量をkgで算出する。

5 振込先銀行口座

金融機関コード		金融機関名称	
支店コード		支店名称	
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号(7桁)	
フリガナ			
口座名義			

6 添付書類(□にチェックが必要です)

	提出□	提出書類名	省略できる場合
[共通]		申請書様式(本書)	省略不可
	☐	① 誓約書(申請者本人の署名が必要)	
[必須]	☐	② A重油、灯油、LPガス購入量が確認できる書類(領収書、購入証明書等)	SN対象期間の伝票
	☐	③ 本人確認書類(運転免許証の写し等)	支援団体(JA等)を経由して申請する場合
	☐	④ 振込先口座が確認できる書類(通帳写し等)	
	☐	⑤ ②の購入者と申請者との続柄を証明する書類(住民票等)	申請者と購入者が同一の場合

誓 約 書

私は、園芸農業物価高騰対応支援金に係る申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・支給対象者要件を全て満たしています。
- ・園芸農業物価高騰対応支援金に係る提出書類に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・交付申請書兼交付請求書に記入した燃料使用量は、施設の加温及び茶や大麦若葉の乾燥に使用した数量です。自家用や他の用途(冷房、除湿、土壌消毒、光合成促進装置等)は含みません。
- ・虚偽や不正等が判明した場合は、支援金の返還に応じます。
- ・佐賀県及び佐賀県農業再生協議会から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・令和8年度も継続して燃料を使用する加温施設で営農又は茶工場で茶や大麦若葉の加工(委託)を行います
- ・燃料高騰に備えて、セーフティネットへの加入や省エネ技術の導入等に取り組んでいる又は、今度取り組む意向があります。
- ・国、佐賀県、その他行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出書類に記載された情報を当該行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- ・自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ・既に令和7事業年度セーフティネット構築事業で提出された購入実績量および証拠書類(納品書または領収書)を当該事業の申請書類として提供することに同意します。

以 上

令和 年 月 日

佐賀県農業再生協議会会長 様

住 所

氏 名

連絡先
(TEL)

※氏名は申請者が自署してください。
法人の場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。

佐賀県農業再生協議会会長 様

園芸農業物価高騰対応支援金交付申請書兼交付請求書

園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱第4条第1項に基づき、関係書類を添えて、園芸農業物価高騰対応支援金を下記により申請します。

1 交付要件に該当することに確認、及び、軽微な修正に関する同意(全ての□にチェックが必要です)

- ☐ 佐賀県内に居住し、申請日において燃料を使用する加温施設で農業を営んでいる、茶工場で茶又は大麦若葉の加工を行っている、茶又は大麦若葉を生産している、いずれかに該当する。
- ☐ 燃料高騰に備えて、セーフティネットへの加入や省エネ技術の導入等に取り組んでいる、又は今後取り組む。
- ☐ 軽微な修正事項については、申請者への電話等により確認した上で、佐賀県農業再生協議会が修正を行うことに同意する。

2 申請者情報

フリガナ	
氏名 (法人の場合は法人名及び代表者氏名)	
郵便番号	〒
フリガナ	
住所 (法人の場合は事業所所在地)	
連絡先電話番号(日中連絡が取れるもの) ※固定電話の場合は、市外局番から記入してください	

3 経営状況(施設園芸及び茶、大麦若葉)

栽培品目名 (対象となる全ての品目)			
対象品目の栽培面積(アール)※施設園芸のみ			
対象期間の生産量(トン)※茶・大麦若葉のみ			
フリガナ			
加温施設又は茶や大麦若葉工場の所在地 (複数ある場合は主たる1か所)			

※欄が不足する場合は別葉で整理すること。

4 燃料使用量(園芸施設の加温及び茶や大麦若葉の乾燥に使用したもののみ)

園芸施設の加温は令和7年10月～令和8年6月、茶の加工は令和7年4月～令和7年10月、大麦若葉の加工は令和7年12月～令和8年3月に購入されたもの

A重油使用量(A)	リットル
灯油使用量(B)	リットル
LPガス使用量(C)	kg
物価高騰対応支援金申請額 (A)×6.25+(B)×6.60+(C)×8.25で算出 (千円未満は切り捨て)	円

※LPガスがm³で納品されている場合、供給元の換算係数に基づきLPガス使用量をkgで算出する。

5 振込先銀行口座

金融機関コード		金融機関名称	
支店コード		支店名称	
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号(7桁)	
フリガナ			
口座名義			

6 添付書類(□にチェックが必要です)

	提出□	提出書類名	省略できる場合
[共通]		申請書様式(本書)	Web申請を行う場合
[必須]	☐	① 誓約書(申請者本人の署名が必要)	省略不可
	☐	② A重油、灯油、LPガス購入量が確認できる書類(領収書等)	
	☐	③ 本人確認書類(運転免許証の写し等)	
	☐	④ 振込先口座が確認できる書類(通帳写し等)	
	☐	⑤ ②の購入者と申請者との続柄を証明する書類(住民票等)	申請者と購入者が同一の場合

誓 約 書

私は、園芸農業物価高騰対応支援金に係る申請を行うに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・支給対象者要件を全て満たしています。
- ・園芸農業物価高騰対応支援金に係る提出書類に記載した事項について、事実と相違ありません。
- ・交付申請書兼交付請求書に記入した燃料使用量は、施設の加温及び茶や大麦若葉の乾燥に使用した数量です。自家用や他の用途(冷房、除湿、土壤消毒、光合成促進装置等)は含みません。
- ・虚偽や不正等が判明した場合は、支援金の返還に応じます。
- ・佐賀県及び佐賀県農業再生協議会から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・令和8年度も継続して燃料を使用する加温施設で営農又は茶工場で茶や大麦若葉の加工(委託)を行います
- ・燃料高騰に備えて、セーフティネットへの加入や省エネ技術の導入等に取り組んでいる又は、今度取り組む意向があります。
- ・国、佐賀県、その他行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出書類に記載された情報を当該行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- ・自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以 上

令和 年 月 日

佐賀県農業再生協議会会長 様

住 所

氏 名

連絡先
(TEL)

※氏名は申請者が自署してください。
法人の場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。

番 号
年 月 日

佐賀県農業再生協議会会長 様

支援団体 所在地
名称
代表者職名・氏名

園芸農業物価高騰対応支援金交付申請書兼交付請求書の提出について

園芸農業物価高騰対応支援事業費交付申請書兼交付請求書について、下記のとおり集計及び審査を行いましたので、支給対象者一覧を添えて提出します。

記

- 1 支給対象者数 人
- 2 物価高騰対応支援金申請総額 円
- 3 添付書類
 - ・支給対象者一覧（別紙1）
 - ・園芸農業物価高騰対応支援金の交付申請書兼交付請求書

4 振込先銀行口座

金融機関コード		金融機関名称	
支店コード		支店名称	
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

注）佐賀県農業再生協議会からの振込口座となります

※【 】には施設園芸又は茶・大麦若葉を記載してとりまとめる。

添付書類：内容確認書（別紙2）

(別紙2)

申請内容確認書

私は、園芸農業物価高騰対応支援金に係る申請書類を取りまとめるに当たり、下記の内容について確認したことを証明します。

- ・ 当団体で取りまとめた各申請者には、支給対象者要件等について説明を行いました。
- ・ 当団体は、各申請者が支給対象者要件を満たしていることについて確認を行いました。
- ・ 当団体は、構成員から提出された誓約書・申請書類一式をすべて取りまとめて提出したことを確認しました。
- ・ 各申請者より提出された誓約書について、申請者本人の署名があり、記載内容が改ざん等されていない真正な書類であることを確認しました。
- ・ 当団体は、その行う業務の重要性に鑑み、支給対象者に対する本事業に係る業務を公正、適正かつ効率的に行います。
- ・ 虚偽や不正等が判明した場合は、支援金の返還対応に協力します。
- ・ 佐賀県及び佐賀県農業再生協議会から検査・報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 国、佐賀県、その他行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本支援金の申請書及び提出書類に記載された情報を当該行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
- ・ 自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
 - (2) 第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

以上

年 月 日

佐賀県農業再生協議会会長

支援団体所在地

支援団体名称

代表者職名・氏名

（責任者氏名）

連絡先（TEL）

※氏名欄は、本人が自署してください。
ただし、法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、
法人代表者の氏名を記名とすることができます。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
佐賀県農業再生協議会会長

園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり、園芸農業物価高騰対応支援事業費を実施したいので、園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙3のとおり

別記様式第3号（別紙3）

1 事業の目的（又は成果）

2 事業の内容及び経費の配分

区分	細区分		数量	総事業費（円）	負担区分		備考
					県費補助金	その他	
1 園芸 農業物価 高騰対応 支援金の 交付に要 する経費	支援対象 数量	A重油（ℓ）	ℓ				
		灯油（ℓ）	ℓ				
		L P ガス（kg）	kg				
	助成金額（円）						
2 推進 事務費							
合計（円）							

（注1）区分の2の細区分の欄には、別記2細目により（「振込手数料」、「消耗品費」等）を記載すること。

（注2）区分の2については、必要に応じて行を増やして記載すること。

3 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

4 収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	備考
県費補助金	円	
その他		
計		

（２）支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	備考
1 園芸農業物価高騰対応支援事業費	円	
2 推進事務費		
計		

5 添付書類

- ・ 誓約書（別紙４）
- ・ 支援団体から提出された事業総括表（別記様式第２号）
- ・ 支援団体を經由しない支給対象者から提出された園芸農業物価高騰対応支援金申請書兼請求書（別記様式第１－２号）

(別紙4)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己または団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〔代表者の住所又は事務所所在地〕

住 所

〔団体名、責任者の氏名及び代表者の生年月日〕

(ふりがな)

団 体 名

代表者職名

(ふりがな)

氏 名

生年月日 （昭和・平成） 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、園芸農業物価高騰対応支援事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
佐賀県農業再生協議会会長

園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった園芸農業物価高騰対応支援事業費について、下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し、[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、佐賀県補助金等交付規則及び園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

（注1）補助金額の変更のない変更申請の場合は、[] 分を消去すること。

（注2）変更の内容は、補助金交付申請に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分を比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
佐賀県農業再生協議会会長

園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱の規定により、その実績を報告します。

記

別紙3のとおり

（注1）別紙3は実績報告書として作成し、交付申請書又は変更承認申請書から金額等に変更があった場合は、比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に、変更後を下段に記載すること。

（注2）以下の資料を添付すること。

- 1 支給対象者への支払が確認できる書類（口座振替帳票等）
- 2 その他必要な資料

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
佐賀県農業再生協議会会長

園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

（注 1）「精算払」で交付する場合の様式である。
（注 2）口座振込先の金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人を表示すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

所在地
佐賀県農業再生協議会会長

園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった佐賀県園芸生産燃料費支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び園芸農業物価高騰対応支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
（内訳）交付決定額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

- （注1）「概算払」で交付する場合の様式である。
- （注2）別紙6「補助金請求一覧表」を添付すること。
- （注3）口座振込先の金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人を表示すること。

(別紙6)

補助金請求一覧表

(事業実施主体：佐賀県農業再生協議会)

申請者名	事業区分	総事業費 (円)	負担区分		交付決定額 (円) ①	交付済額 (円) ②	今回請求額 (円) ③	残額 (円) ①-②-③
			県費 (円)	その他 (円)				
合計								

(注) 支援団体からの申請分は一括して記載すること

(注) 事業完了確認に伴い、補助金の変更承認申請を要さない軽微な変更により総事業費等が変更となった場合は、補助金交付申請額を（ ）で上段に、変更後の実績を下段に記載すること。

番 号
年 月 日

佐賀県農業再生協議会会長 様

支援団体 所在地
名称
代表者職名・氏名

園芸農業物価高騰対応支援金交付実績の報告書について

園芸農業物価高騰対応支援金について、下記のとおり支援金を交付しましたので、事業総括表を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|-----------------------------|---|
| 1 | 支給対象者数 | 人 |
| 2 | 物価高騰対応支援金交付総額 | 円 |
| | 交付に要した推進事務費 | 円 |
| 3 | 添付書類 | |
| | ・事業総括表（別紙7） | |
| | ・支給対象者への支払が確認できる書類（口座振替帳票等） | |
| | ・その他必要な資料 | |

事業総括表

支給対象者一覧

(支援団体名：)

[illegible]

※【 】には施設園芸又は茶・大麦若葉を記載してとりまとめる。